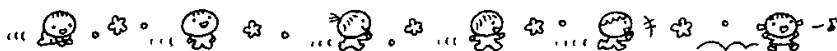




公立保育所の社会福祉法人への移管について

基本的な考え方



(1)名古屋市の保育

名古屋市の保育所は、公立保育所（83 園）・民間保育所（366 園）とも保育の基本には変わりなく、子育てと働くことの両立を支援し、すべての子どもたちが大切にされ、いきいきと安心して健やかに育つよう、**公立と民間が両輪**となって進めてきました。

(2)公立保育所の現状

- ① **老朽化**が深刻です。
（83 園のうち、築 30 年以上が 78 園〔築 40 年以上は 71 園〕）
- ② 公立保育所の整備・運営に対しては、**国・県の負担（特定の補助）がありません。**



(3)名古屋市の課題

- ① **厳しい市の財政状況**の中、保育所利用児童数の増加や多様な保育需要への対応を行う必要があります。
- ② **行財政改革**の観点から、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、公の施設について民間委託等の検討が求められています。



(4)名古屋市の方針

公立保育所は、今後 78 か所まで集約化し、「**エリア支援保育所**※^{P4} 参照」と位置づけ、機能強化を図り、民間保育所と連携して、保育の質の向上と地域の子育て家庭への支援に取り組みます。

一方で、一部の公立保育所については、**社会福祉法人への移管または統廃合を進めていきます。**

(5)社会福祉法人へ移管すると

- ① 社会福祉法人が持つ柔軟性や効率性を生かして、**保育サービスの充実**を図ることができます。
- ② 社会福祉法人に対する**国の補助**や**民間活力**の活用により、効率的に老朽化した保育所の整備を進めることができます。（名古屋市の公立保育所は築年数が経過した園舎が多いことから、移管後に、移管先法人が園舎を改築する場合があります。）

社会福祉法人への移管の実施にあたり、**お子さんや保護者の不安を解消できるように、保護者の皆様との話し合い**を踏まえ、十分に準備をして進めていきます。

(1)社会福祉法人とは？

- ① 社会福祉事業を行うために設立された**公益性の高い法人**です。
- ②令和 7 年 4 月現在、名古屋市内では、社会福祉法人により、245 の民間保育所が運営されています。（市内の民間保育所は、366 園あります。）

(2)保護者説明会などの実施

- ①定期的に**保護者説明会**を実施し、十分な情報提供を行うとともに、意見や要望をおうかがいします。
- ②保護者説明会のほか、**個人懇談**や**アンケート**も実施します。

(3)法人の選定方法

- ①保育内容や運営の条件を定めた法人公募要項案を保護者説明会の中でお示し、**保護者の意見をお聞きます**。
- ②名古屋市内で保育所等運営の**実績がある社会福祉法人**(社会福祉法人化準備中のものを含みます)を対象に公募します。
- ③法人の選定にあたっては、複数の評価委員により、保育理念・保育方針、応募法人の運営している保育所等の状況、移管される園の保育の引継ぎに関する方針などを**厳正・公正に評価**します。
- ④これまでの移管では、外部有識者のほか、**保護者にも評価委員**になっていただいていた。

(4)引継ぎ共同保育の実施

- ①**保育内容が大きく変化しないよう**移管前の 1 年間、移管先法人の保育士が複数名、公立保育所の保育士とともに保育を行います。
- ②保育や行事の内容、子どもたちの様子について共通理解を図り、**一人ひとりの子どもに合わせた支援**の仕方などを把握します。
- ③子どもや保護者との**信頼関係**を築きます。



(5)四者協議会の設置

- ①移管先法人決定後、保護者・名古屋市・公立保育所・移管先法人により構成される四者協議会を定期的に開催します。
- ②円滑な移管に向けて保育内容などの**引継ぎについて具体的に協議・検討**するとともに、移管後の保育状況についても確認を行います。

(6)移管後の保育所運営

○引き続き、児童福祉法に基づく**認可保育所**として運営され、**保育の内容等を引継ぎます。**

【移管後も変わらないこと】

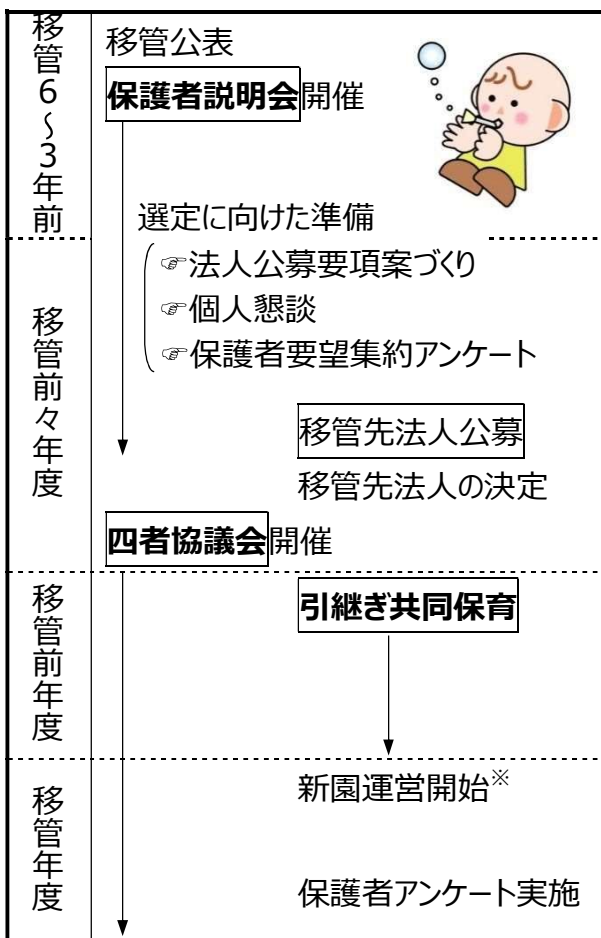
保育の内容	「保育所保育指針」等に基づく保育を行います
障害のある児童の対応	統合保育の理念の下、障害のある児童を受入れます
給食	直営かつ自園で調理し、食物アレルギー児への対応も行います
職員体制	条例に基づく基準により職員は配置されます
保育料（3歳未満児）	所得に応じて市が決定し、市が徴収します

※行事や持ち物についても、大きな変更がないようにしています。

【移管に伴って変わること】

	現状	移管後
設置者	名古屋市	公募により選定された社会福祉法人
保育士	市職員(移管の前年度は、法人の引継ぎ保育士が入ります)	法人の職員(引継ぎ保育士をすべて含みます)
園名	名古屋市〇〇保育園	法人が四者協議会で提案します
新たな保育	—	延長保育が未実施の場合行います

(7)社会福祉法人への移管スケジュール



※新園運営開始後、市によるアフターフォローを行い、移管後の課題解決を図ります。

(8)移管予定の公立保育所

区分*	移管年度	保育所名	移管方式	区名
移管前年度	令和8	豊田保育園	譲渡	南
		天子田保育園	譲渡	守山
移管前々年度	令和9	名城保育園	貸与→移転改築	北
		鳥羽見保育園	譲渡	守山
		森孝保育園	譲渡	守山

* 令和7年4月時点の状況

名古屋の保育の現状

(1) 保育所の状況の推移

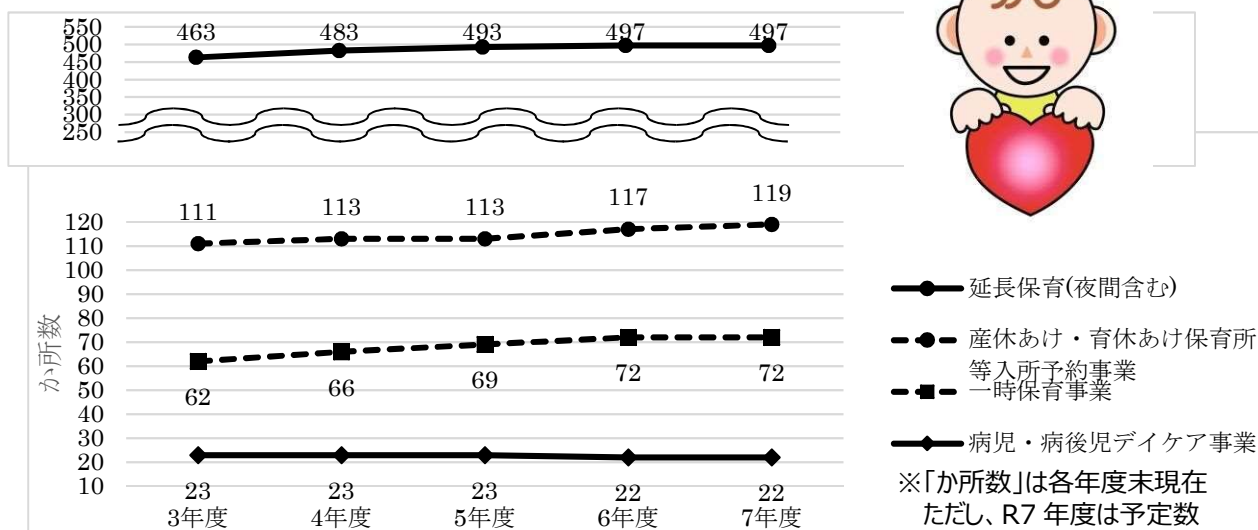
各年度 4 月 1 日現在

	保育所運営費 予 算 額	保 育 所 利用児童数	(内訳)	
			公立保育所	民間保育所等※
平成 30 年度	687 億円	45,805 人	10,106 人	35,699 人
令和元年度	706 億円	47,313 人	9,882 人	37,431 人
令和 2 年度	756 億円	48,106 人	9,500 人	38,606 人
令和 3 年度	786 億円	48,757 人	8,908 人	39,849 人
令和 4 年度	824 億円	49,174 人	8,404 人	40,770 人
令和 5 年度	883 億円	49,598 人	8,025 人	41,573 人
令和 6 年度	936 億円	49,708 人	7,596 人	42,112 人

※保育所、認定こども園(保育を必要とする児童)及び地域型保育事業の利用児童数

- ① 保育所運営費予算額は、平成30年度から令和6年度で約**249億円**増加しています。
- ② 公民合わせた保育所利用児童数は、平成30年度から令和6年度で約**4千人**増加しています。

(2) 保育サービスの拡充の推移



- 安心して保育サービスが受けられるよう、**多様化する保育ニーズへの対応**を進めています。

(3) エリア支援保育所

- ① 公立保育所の**新たな役割**としてエリア支援保育所事業を始めています。
- ② エリア支援保育所事業では、民間保育所等の関係機関と連携しながら、**保育の質の向上と地域の子育て家庭を支援**するために、研修などの企画・調整や地域の子育て関係機関のネットワークづくりのコーディネートに取り組みます。
- ③ 実施園は令和 7 年 4 月時点で 16 区 62 か所になります。

☎お問い合わせ先 名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL: 972-3183 FAX: 972-4116

このリーフレットは、再生紙(古紙パルプを含む)を使用しています。



公立保育所の社会福祉法人への 移管についてのご質問にお答えします。

Q 1 社会福祉法人への移管とは何ですか？

- 「公立保育所の社会福祉法人への移管」とは、原則として、公立保育所の廃止と同時に、**社会福祉法人の設置する保育所に運営を引継ぎ、保育を継続すること**をいいます。
- 職員を含めて民間企業などに切り替わる、いわゆる民営化とは異なります。保育の基本は変わりませんが、今働いている名古屋市職員は、他の公立保育所などへ異動となります。

Q 2 なぜ公立保育所を社会福祉法人へ移管するのですか？

- 名古屋市では、**行財政改革**の観点から「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に公的関与のあり方について見直しを行っており、公の施設について民間委託などを進めています。
- 名古屋市内の保育所は、公立保育所と民間保育所が概ね 1 : 4 の比率で設置されており、公民格差の是正のための補助などの支援を図りつつ、**公民で差のない保育**が提供されています。
- また、保育所の運営・整備に対しては、民間保育所に対する国の負担がある一方、公立保育所に対しては**国・県の負担(特定の補助)がない**こともあり、限られた予算の中で、民間保育所を中心に待機児童対策や多様化する保育ニーズへの対応を進めています。
- こうしたことから、一部の公立保育所について社会福祉法人への移管を進め、引き続き公立保育所と民間保育所がともに保育を提供していきます。

【保育所の運営費の公民比較イメージモデル】

■ 公立の保育所	保護者負担	市の負担	
■ 社会福祉法人の保育所	保護者負担	国・県の負担	市の負担

☞ 保育所の運営費のうち、保育料でいただいているのは 7%程度になります。

☞ 社会福祉法人の保育所の運営費には、**国・県の負担**があります。

【保育所の整備費の公民比較イメージモデル】

■ 公立の保育所	市の負担		
■ 社会福祉法人の保育所	国の負担	社会福祉法人の負担	市の負担

☞ 社会福祉法人の保育所の整備費は、国、法人、市で負担しますが、**国の負担が一番大きくなります。**

Q 3 社会福祉法人へ移管した場合、何が変わるのですか？

- 社会福祉法人へ移管される公立保育所は、国の「保育所保育指針」に基づく保育や名古屋市の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく**職員の配置基準に変わりはなく**、認可保育所として運営が引継がれます。また**職員の待遇も同等**にできるよう名古屋市独自に補助制度を設けています。
- 3 歳未満児の保育料についても世帯の所得に応じて決定しており、**公立・民間ともに同額**です。
- 社会福祉法人への移管により**保育内容が大きく変化しないよう**、引継ぎ共同保育を行うなど、移管後も**現在の保育内容を引継ぐ**ことを基本にしています。もし、変化することがあれば、あらかじめ保護者と協議を行い、同意を得た上で変更することになります。

Q 4 社会福祉法人へ移管した場合、保育の質が下がることはありませんか？

- 複数の評価委員(外部有識者や保護者代表)が、保育理念・保育方針、応募法人の運営している保育所の状況、移管される公立保育所の保育の引継ぎに関する方針などについて、**厳正・公正に評価**を行い、その評価に基づき法人を選定します。
- 選定された法人は、移管前 1 年間の引継ぎ共同保育の中で保育内容などを引継ぐとともに、四者協議会で保護者の意見をお聞きし、保育内容に反映させる機会を設けるなど、**保育内容の向上を目指しています**。
- なお、移管後は引き続き「保育所保育指針」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて運営されるとともに、他の民間保育所と同様に**名古屋市が監査**などにより、指導を行うこととなります。

Q 5 社会福祉法人へ移管した後もそのままその保育所へ通うことはできますか？

- 移管後の保育所に**引き続き通うことができます**。ただし、家庭での保育が可能になった場合など、保育の必要な事由を満たさなくなった場合を除きます。

Q 6 社会福祉法人へ移管した場合、金銭的な負担が増えませんか？

- 3 歳未満児の保育料は、移管後も市が徴収を行い、**公立・民間ともに同額**です。保育料以外の保護者負担は、原則として延長保育利用料、3 歳以上児の幼児給食費、その他の実費などとしており、それ以外に保護者負担を計画する場合は、**あらかじめ保護者と協議**した上で行うこととなっております。また、目的、用途の明確でない**全員一律の負担金や強制的な寄付金を求められることはありません**。

Q 7 今までに社会福祉法人へ移管した保育所の保護者の意見はどのようなものですか？

- 今までに社会福祉法人へ移管した保育所の保護者を対象にアンケートを実施していますが、移管後の保育について「満足」又は「どちらかといえば満足」と回答した人の割合は、**約 9 割**となっており、移管後の保育内容などについて高い評価をいただいています。

Q 8 国の説明によると、公立の運営費や整備費は交付税措置されているのではないですか？

- 地方交付税は、自治体の税収に応じて交付されない年度もあり、使途制限もないことから、保育所運営の安定的な財源として措置されてはおりません。また、整備費についても起債対象事業ですが、償還金が交付税の算定基礎に含まれていることに過ぎず、必ず措置されるものではありません。

Q 9 移管の方式にはどのようなものがありますか？

- 「譲渡」「移転改築」「貸与」の 3 つの方式があります。「譲渡」は、市から現園舎を有償にて譲り受け、移管後もそのまま運営を引継ぐというものです。「移転改築」は、移管に合わせて市が指定する用地に新園舎を整備（建設）するというものです。「貸与」は、市から現園舎を有償にて貸与を受け、移管後もそのまま運営を引継ぐというものです。

Q 10 移管後に譲渡された園舎の改築が行われるのですか？

- 名古屋市の公立保育所は築年数が経過した園舎が多いことから、移管後に園舎の改築が行われる可能性があります。改築を行うかどうか及びいつ行うかについては、移管先の社会福祉法人の意向によるため、必ずしも、在園中に改築が行われるとは限りません。なお、社会福祉法人が老朽化した園舎を改築する場合は、国の補助を活用することができます。